

その他（報告）

こども家庭センターの設置について

令和4年6月の児童福祉法改正により、市町村は、従来あった母子保健機能である子育て世代包括支援センター（現健康課「たてっ子」）と児童福祉機能のうち、主に相談支援を行っている子ども家庭総合支援拠点（現こども課「家庭児童相談室」）を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置に努めるものとされ、これを受け、館山市におきましても、令和7年4月1日、下記のとおり、こども家庭センターを設置することになりましたので、ご報告します。

1 こども家庭センターの設置目的

母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営をすることで、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進と、子どもと子育て家庭の福祉に関する支援を切れ目なく、漏れなく行い、子育てに困難を抱える家庭への更なる支援のほか、これまで支援が行き届かなかった人たちにも支援を広げ、児童虐待の防止や早期発見、ヤングケアラーの支援強化等を目指すものです。

2 こども家庭センターの設置年月日

令和7年4月1日

3 こども家庭センターの設置予定場所

こども家庭センターの設置場所は、館山市コミュニティーセンター2階集団指導室（健康課奥の会議室）を予定しており、これまで市役所1階で児童福祉機能のうち、主に相談業務を担当していたこども課家庭児童係（家庭児童相談室）を移動し、一体的な相談支援体制を設置します。